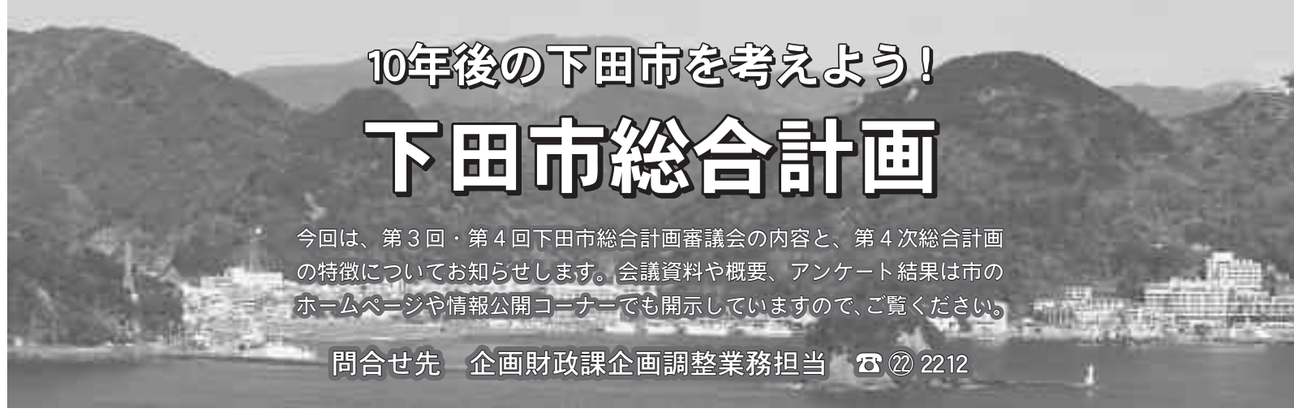

10年後の下田市を考えよう！

# 下田市総合計画

今回は、第３回・第４回下田市総合計画審議会の内容と、第４次総合計画の特徴についてお知らせします。会議資料や概要、アンケート結果は市のホームページや情報公開コーナーでも開示していますので、ご覧ください。

問合せ先　企画財政課企画調整業務担当　☎㉒2212

## 第3回総合計画審議会

第2回の審議会での各委員からの質問・提案についての協議（序論）が行われた後、基本構想を審議し、併せて事務局が基本計画の説明を行いました。（7月27日開催）

**◎主な意見**

・企業誘致や定住促進などの事業ではプロジェクトチームをつくってじっくりと対策を練って欲しい。

・観光業への対策は、各種産業間で連携というだけでなく、官民一体となって進めていかないとならない。

・第3次計画の検証については、事業の実施・未実施だけでなく、必要か不要かどうかの事業仕分けは行ったのか。

・基本理念は本来ぶれてはいけないものなので、現計画と変わらなくていいと思う。

・上水道については、10年間での未給水地域の解消は難しいと思うが、衛生上からも解消に努める姿勢が必要だ。

・下水道の拡充や中学校の統合については庁内で方向性を決めて欲しい。

第3回審議会の様子

・個別計画の基本理念との整合をとって欲しい。

・庁舎の耐震化については、重要で大きな事業であるので、この10年間で方針を示す必要がある。

・古い計画もその時代その時代で知恵を出して策定したのだから、そうしたものも活かして欲しい。

・下田が発展するためには、海に目を向ける必要がある。

## 第4回総合計画審議会

第3回の審議会での各委員からの質問・提案についての協議（基本構想）が行われた後、基本計画（美しいまちづくり）を審議し、併せて事務局が基本計画（持続発展できるまちづくり）の説明を行いました。（9月1日開催）

**◎主な意見**

・人口減少に歯止めをかける施策は、調査研究で終わってしまわないように、実行するという記載が必要である。

・基本構想の構成については重要なものから順番に記載するということでなく、バランスが大事だという考えを持つ必要がある。

・第3次計画では一般廃棄物処分場の建設の記載があったが、今回の計画にはないため、取り扱いについては議論をしっかりして欲しい。

・目標値はしっかりとした裏付けをもって設定すべきだ。

## 第4次下田市総合計画の特徴

**1 経営管理が可能な計画**

行政に経営的な視点を取り込み、目標を明確化し事業の成果を追求しつつ、資源を効果的に投入できる戦略計画とします。そのためには、達成状況の評価や検証が必要となるため、目指すべき具体的な目標値を提示し、行政運営サイクルによる経営管理が可能な計画とします。

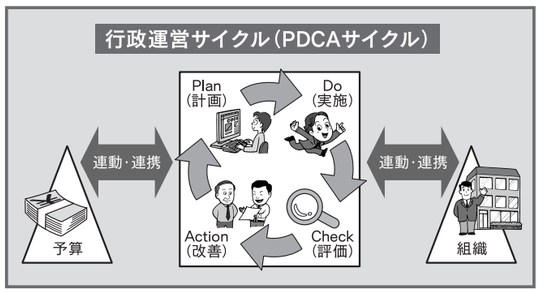


**2 健全な行財政運営を維持できる計画**

限られた財政状況のなかで、優先的かつ重点的に取り組むべき事業を明示するとともに、人口、経済などの社会環境や行政事情に配慮した計画期間内の財政計画を提示します。

**3 市民と行政が共有する計画**

本計画に定める目標は、行政のみでなくすべての市民や事業者、市民活動団体などが共有し、ともに歩むべき目標となるものです。これからのまちづくりを互いに連携・協働しながら進めていくことを目指します。



平成22年10月1日より

# 子ども医療費助成制度が始まりました！

問合せ先　福祉事務所社会福祉係　☎㉒2216

平成22年10月1日から、「乳幼児医療費助成制度」から「子ども医療費助成制度」へ移行されたことにより、次の点が変更となりました。

## 変更点について

1．助成対象年齢が「小学校未就学児」から「中学校３年生の修了前まで」に拡大

2．小学校以上の児童については、通院１回毎・入院１日毎に500円の自己負担

※下田市内に住所のある子どもで、以下を満たす方が助成制度の対象となります。

①健康保険に加入していること　②生活保護受給世帯でないこと

**◇乳幼児の場合**

対象年齢　６歳以下の未就学児

自己負担金

入院　入院時食事療養費標準負担額

通院　なし

**◇児童の場合**

対象年齢　小１から中３の修了までのもの

自己負担金

入院　１日５００円・入院時食事療養標準負担額

通院　１回５００円

## 受給者証の交付について

助成を受ける場合には、新たな乳幼児受給者証が必要となります。

平成22年９月30日以前に発行されている旧乳幼児受給者証は、有効期限が切れるため10月１日から使うことができません。**対象者の方は全員、改めて申請をしていただくこと**になります。既に対象者の方へは、案内書と共に申請書を送付しておりますが、まだ交付申請をしていない方は、福祉事務所社会福祉係窓口（５番）で手続きをしてください。

受給者証見本　児童用（水色・上）乳幼児用（白色・下）

## 自己負担について

今回の改正は、市町が行う医療費助成に対する静岡県補助金制度の助成対象年齢の引き上げに伴い、県の水準と同様とする改正です。

下田市におきましては、未就学児（今までの対象者）は変更ありませんが、小学校以上の児童は通院については「1回500円」、入院については「1日500円」の個人負担をしていただくことになります。

# インフルエンザ予防接種費用助成

**インフルエンザワクチンが1つになりました**

今年のインフルエンザワクチンは、新型インフルエンザと季節性インフルエンザの両方に有効なワクチン（3価ワクチン）となっています。10月1日から接種が開始されます。

**インフルエンザワクチンの接種費用を助成します**

**◎高齢者**

高齢者で接種を希望される方に、接種費用の一部を助成します。

**対象者**

・満65歳以上の方

・満60歳から満64歳までの方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に障害をもち、身体障害者手帳1級を有する方

**助成金額**　1，000円

※各医療機関の接種料金から助成金額を引いた額をお支払いいただきます

**◎生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯**

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の方に、接種費用の全額を助成します。

**対象者**

・生活保護世帯の方

・世帯全員が市町村民税非課税の方

**助成金額**　全額

※「費用助成対象者認定書」を交付します。これを医療機関に提出することで、費用負担なしで接種を受けることができます。

**実施期間**

10月1日～平成23年3月31日

※対象となる方には9月下旬に通知しました。ご不明な点は左記までお問い合わせください。

**注意事項**

必ず、**事前に医療機関に予約を取ってから**お出かけください。

**問合せ先**

健康増進課健康づくり係　☎㉒2217